



トピックス P2 テスト情報「災害時の非常持ち出し袋について」

発行／富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html)  
「くらしの情報とやま」は富山県のホームページにも掲載しています。 [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/kj00000963.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00000963.html)

## くらしの 相談窓口 から

### 「エステティックサービス」を契約したけれど… ～効果がないので解約したい！～

相

談

「永久にムダ毛ゼロへ」「肌がどんどんキレイに」などと書かれた脱毛エステ広告にひかれ、店に出向きました。「必ず効果が出ます。」と言われて、3年コース(48万円・現金一括払い)を契約しました。しかし、半年間続けても、期待したような効果は全く見られず、皮膚もヒリヒリします。高額な料金を払ったのに納得できません。解約して返金してほしいのですが……。(30代 女性)



回

答

「エステティックサービス」は、特定商取引法で「特定継続的役務」として規制されています(※1)。「概要書面」や「契約書面」に、サービスの内容・提供期間・料金などとともに、クーリング・オフ期間(※2)や、中途解約(※3)等について記載することが、事業者<sup>に</sup>義務づけられています。

それは、実際にサービスの提供を受けるまで内容・質の判断が困難なことや、契約期間が長く、その間に様々な事情の変化が起こりうる、などの特徴があるためです。

相談者には、①皮膚の異常は、すぐに施術を中止し医療機関に診てもらふこと②中途解約する場合に支払う金額の上限が法律で定められている(※4)こと等について助言したところ、後日、適切な中途解約料で解約ができた<sup>と報告がありました</sup>。

また、「絶対にキレイになる」「必ず効果がある」などの広告表示や断定的な表現は、景品表示法などの法律で規制されています。

エステティックサービスを利用する時は、①広告やイメージだけで判断することなく、契約内容について十分理解した上で契約する②サービスの内容や支払い方法、中途解約の際の取扱い等について書面等で確認する③特に、前払いにより長期間に渡る契約をする際には慎重になる、などが大切です。

- (※1) 契約金額が5万円を超え、かつ契約期間1ヶ月を超えるエステティックサービス。
- (※2) 契約書面を受取った日から一定期間内(この場合は8日間)であれば無条件で解約できる制度。
- (※3) クーリング・オフ期間経過後も理由を問わずに中途解約することができる。
- (※4) 「提供されたサービス料」+「中途解約料」(2万円か、契約残額の10%のいずれか低い額)

## 注意喚起!

### 気をつけて!! 花火の事故

～やけどばかりでなく失明のケースも～

毎年、夏場を中心に花火による事故が寄せられています。被害者の年代は10歳未満が圧倒的に多く、最も多い事故はやけど(熱傷)ですが、中には打上げ花火が眼球を直撃し失明した、などという重篤な事故もあります。

- 「点火にマッチやライターを使ってはいけない」などの利用上の注意事項を守ることが重要です。また、打上げ花火を覗き込むなどの行為は、絶対にしてはいけません。なお変形しているものは異常燃焼などの危険性があるので、使用しないでください。
- 万が一事故にあった場合には、すぐに専門医に受診してください。また事故品や同型品が残っていた場合は、破棄しないで取っておいて、事業者などに申し出ましょう。
- 子供が小さいうちは、親など大人と一緒に遊び、大人は子供達の行動をよく監視し、危険な行為は止めさせてください。

詳しくは、独立行政法人国民生活センターホームページをご覧ください。 <http://www.kokusen.go.jp>



## 災害時の非常持ち出し袋について

～家族みんなで、防災への関心を持ちましょう！～

最近、岩手・宮城内陸地震や能登半島地震など、大規模な災害が頻発しており、家族や地域での防災対策が一層重要になってきています。

対策の一つである、災害時の初期の段階で人命を守るために必要とされる非常持ち出し袋について、仕様や使用性テストを消費生活センターで行いました。（北陸三県共同テスト）

（調査期間：平成19年9月～平成20年2月 調査対象：12銘柄）

### 非常持ち出し袋のテスト結果

- ・袋の防水性では、水に浸けると全ての袋の縫目やファスナー金具のすきまなどから浸水し、内容物が濡れるおそれがあった。
- ・モニターによる袋の使用性では、大きさに余裕があるものや、肩ひもが幅広の帯ひもで、ひもの調節ができるもの、歩いた時背中にフィットするものは評価が高かった。
- ・携帯ライトは連続点灯時間に差があり、明るさも不足しているものがあり、事前の確認が必要と思われた。
- ・ラジオの受信状況は概ね良好であったが、事前の受信状況の確認や、避難所での利用の際には、イヤホンの用意が必要と思われた。

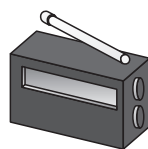
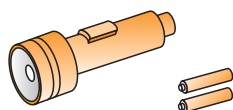


### 非常持ち出し袋の購入時に留意すること

- ・袋は少し余裕のある大きさのもので、肩ひもが幅広の帯ひものものや、ひもの長さが調節しやすいものを選びましょう。
- ・非常持ち出し袋のセット品を購入するときは、最小限必要と思われる用品が入っているか確認しましょう。

#### 非常持ち出し袋に入れる用品の例

- ・非常用食料 ・非常用飲料水 ・携帯ライト（懐中電灯） ・予備電池 ・ろうそく ・ライター・マッチ
- ・携帯ラジオ ・万能ナイフ（缶切り等含む） ・軍手 ・雨具 ・衣類（下着、タオル等） ・救急用品（常用薬等追加）
- ・防災ずきん・ヘルメット ・貴重品（現金、権利証、健康保険証、印鑑等（別保管の場合、災害時に直ちにまとめられるようにしておく。））



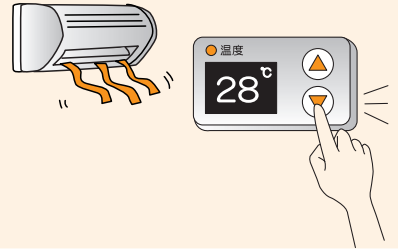
### 非常持ち出し袋を保管する上で留意すること

- ・非常持ち出し袋の用品が水に濡れないよう、中の用品をビニール袋などで包んでおきましょう。
- ・非常用食料や飲料水には賞味期限が、携帯ライトやラジオ等で使用する乾電池には使用推奨期限があります。期限が切れていないか定期的に点検し、取り替えし、また、機能が保持されているかも確認して、災害時にすぐ使用できるようにしておきましょう。

# 夏の省エネ ～生活を見直してみましよう！

暑い夏は消費電力の増える季節です。でも、一人ひとりのちょっとした工夫や心がけにより、消費電力を減らし、地球温暖化を防ぐことができます。

家庭やオフィスにおいても、室温28℃を目安とした温度設定、冷蔵庫などの効率的な使用、エコドライブの実践など、身近にできることから省エネルギーをはじめませんか。


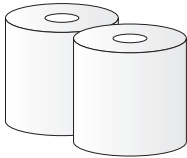


## 「とやまエコライフ・アクト10宣言」

- |                                  |                            |
|----------------------------------|----------------------------|
| ACT1 冷房の設定温度は28度、暖房時の室温は20度にしよう  | ACT6 電化製品はコンセントからこまめに抜こう   |
| ACT2 水道の蛇口はこまめにしめよう              | ACT7 マイカーに乗らずに出かけよう        |
| ACT3 ふんわりアクセル「eスタート」(エコドライブ)をしよう | ACT8 自然とふれあい、緑を守り育てよう      |
| ACT4 エコ製品を選んで買おう                 | ACT9 資源回収等の地域の環境保全活動に参加しよう |
| ACT5 無駄なレジ袋は断ろう                  | ACT10 とやまの旬の食材を食べよう        |

## 原油価格等の高騰に伴う臨時価格調査を実施します！

原油価格の高騰によりガソリンなどが値上がりし、一部の食料品等も値上がりしていることから、県では、8月から12月まで、月1回の価格調査を実施します。

調査対象品目 (20品目)	食料品 (15品目)	食パン、小麦粉、即席めん、うどん、パスタ、かまぼこ、卵、味噌、牛乳、バター、マーガリン、食用油、しょう油、マヨネーズ、ビール 
	日用品 (5品目)	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、洗濯用洗剤、ラップ、クリーニング代 

調査概要については、県のホームページで公表します。 [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html)  
 なお、平成18年5月から、ガソリン（ハイオク、レギュラー）、軽油、灯油（店頭、配達）、プロパンガスの価格調査も行っており、その結果もホームページからご覧になれます。

【お問合せ先】富山県県民生活課消費生活係 TEL 076-444-3129 FAX 076-444-3477



Q これは環境に関するマークです。何というマークでしょうか？

- ・再生紙使用マーク
- ・エコマーク
- ・グリーンマーク

♻️ 再生紙は、木を切って紙を造る時に、木を切る時にできるくずや、造紙の過程で出るくずを再利用して作ります。資源を有効に活用し、環境を大切にしましょう。

～借金問題でお悩みの皆様へ～

## 「多重債務者無料相談会」を開催します！

富山県では、8月に魚津市・高岡市において、弁護士・司法書士による多重債務者無料相談会を開催します。消費者金融などに多額の借金を抱えてお困りの皆様、解決できない借金問題はありせん。この機会に専門家のアドバイスに耳を傾け、生活を立て直しませんか？相談は無料で、相談者の秘密は完全に守られます。安心してご相談ください。



<魚津市> ◆日 時・平成20年8月20日・10:00～16:00  
◆会 場・ありそドーム 主催者室(魚津市北鬼江2898-3)

<高岡市> ◆日 時・平成20年8月25日・10:00～16:00  
◆会 場・高岡市本丸会館 新館5階(高岡市本丸町7番1号)

お問合せ先 富山県県民生活課消費生活係 電話 076-444-3129 ※事前申込は、必要ありません。

なお、10月には富山市・砺波市において、多重債務者無料相談会を予定しています。

また、県や市町村では、普段から、消費生活相談窓口で多重債務に関する相談を受け付けています。お悩みのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

- ◆県消費生活センター(富山市湊入船町6-7 富山県民共生センター サンフォルテ内)  
消費者金融・多重債務相談 076-433-3252
- ◆県消費生活センター高岡支所(高岡市本丸町7-1 本丸会館) 0766-25-2777

## 「富山県消費者大会」を開催します！

消費者の自立支援の一環として、消費者の皆さんに消費生活に関する知識を習得していただく機会を提供することを目的として「富山県消費者大会」を開催します。

- ◆日 時・平成20年10月3日・13:30～16:00
- ◆会 場・富山県民共生センター(サンフォルテ)2Fホール(富山市湊入船町6-7)
- ◆主 催・富山県、富山県消費者協会、くらしの安心ネットとやま

◆問合せ先：富山県消費者協会 電話 076-432-5690

消費生活に関する相談は、市町村窓口消費生活センターへ

富山市消費生活センター……………Tel.076-443-2047  
(富山市新桜町7番38号富山市役所本庁舎内)

総合行政センター

大沢野Tel.076-467-5810 婦 中Tel.076-465-2115  
大 山Tel.076-483-1212 山 田Tel.076-457-2113  
八 尾Tel.076-454-3114 細 入Tel.076-485-9001

魚 津 市……………Tel.0765-23-1003

滑 川 市……………Tel.076-475-2111(内323)

黒 部 市……………Tel.0765-54-2111(内316)

舟 橋 村……………Tel.076-464-1121(内29)

上 市 町……………Tel.076-472-1111(内141)

立 山 町……………Tel.076-462-9963

入 善 町……………Tel.0765-72-1100(内135)

朝 日 町……………Tel.0765-83-1100(内235)

砺 波 市……………Tel.0763-33-1111(内143)

庄川支所……………Tel.0763-82-1902

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談・ Tel.076-432-9233

消費者金融・多重債務相談・ Tel.076-433-3252

URL <http://pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

高岡市市民協働課……………Tel.0766-20-1522  
(高岡市広小路7番50号)

福岡行政センター……………Tel.0766-64-5333

水 見 市……………Tel.0766-74-8010

小 矢 部 市……………Tel.0766-67-1760(内732)

南 砺 市……………Tel.0763-23-2008

行政センター

福 野Tel.0763-22-1101 平 Tel.0763-66-2132

井 波Tel.0763-82-1181 上 平Tel.0763-67-3212

城 端Tel.0763-62-1213 利 賀Tel.0763-68-2112

福 光Tel.0763-52-1571 井 口Tel.0763-64-2212

射 水 市(大島庁舎)……………Tel.0766-52-7966

地区行政センター

新 湊Tel.0766-82-1964 大 門Tel.0766-52-7397

小 杉Tel.0766-57-1636 下 Tel.0766-59-8095

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談 Tel.0766-25-2777

◆富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

Tel.076-432-5690 午前9時～午後4時